毎週2回 (火曜日・金曜日)

きる施設) の一部改正

		Ħ	1/								
規	則									~-	ジ
	◎高知県精	神保	建及で	び精神院	章害者福	祉に関	関する	法律	赴施行	Î	
	細則の一	·部をi	汝正~	する規則	[1]						1
	◎高知県障	害者の	の日常	常生活》	及び社会	生活を	と総合	計的に	_支援	2	
	するため	の法律	津施行	テ細則の	り一部を	改正。	よる 規	剆			11
告	示										
	○県統計調	査の	実施	(7件)			(統計	分材	行課)		11
	○障害者の	日常生	生活》	及び社会	会生活を	総合					
	的に支援	するだ	ための	の法律の	の規定に	よる					
	育成医療	【又は】	更生的	医療に使	系る指定	自立					
	支援医療	機関の	の指定	É			(障害	福祉	上課)		13
	○生活保護	法及证	び中国	国残留邦	『人等の	円滑					
	な帰国の	促進	並びり	こ永住州	帚国した	中国					
	残留邦人	等及证	び特別	定配偶 る	皆の自立	の支					
	援に関す	る法律	津に。	よる介記	隻機関の	指定	(福祉	上指導	拿課)		14
	○生活保護	法及证	び中国	国残留邦	『人等の	円滑					
	な帰国の	促進	並びり	こ永住州	帚国した	中国					
	残留邦人	等及证	び特別	定配偶る	皆の自立	の支					
	援に関す	る法律	津に。	よる指定	定介護機	関の					
	事業の廃	止の	出国				(IJ)		14
	○道路の区	域変	更				(道	路	課)		14
	○高知県収	八証	紙売り	りさばき	き所の所	在地					
	の変更の	承認					(会計	十管理	里課)		14
公	告										
	○土地改良	区の1	役員の	の就退信	壬 (4件	=)	(農業	€基盘	と課)		14
	○開発行為	に関っ	する:	L事の5	包了		(都市	計画	画課)		15
启	知県選挙管	理委	員会信	告示							
	◎条例の制	定又	は改	廃の請	求及び	県の事	務の	執行	テに 関]	
	し、監査	の請	求をつ	する場合	合の選挙	権を不	有する	含者ℓ)総数	ζ	
	の50分の	1の	数				<12 ·	4 排	引示〉		15
	◎高知県議	会の角	解散の	の請求)	及び知事	等の角	罹職ℓ)請求	さをす	-	
	る場合の	選挙	雀をす	有するネ	皆の必要	な数	())		\rangle		15
	◎高知県議							強当			
	おける選	学権	を有っ	する者の	の総数の	3分0	D 1 0)数			
							<i>(11</i>		\rangle		15
	◎告示(公	職選	挙法の	の規定に	こよる個	人演詞	兑会等	を見	昇催て	3	

〈12・9 掲示〉

- ○政治団体の設立の届出(2件)
- ○政治団体の届出事項の異動の届出

16 17

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一 部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第77号

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細 則の一部を改正する規則

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭 和40年高知県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

(手帳の交付等の申請手続等)

- 第20条 省令第23条第1項(省令第28条第1項(省令第29条にお いて準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) に規定する手帳(法第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳 をいう。以下同じ。)の交付等の申請書(政令第7条第4項の 規定による他の都道府県への居住地の変更の届出に伴う同条第 5項の規定による手帳の交付に係る申請書を含む。)は、別記 第30号様式によるものとする。
- 2 省令第25条の規定による手帳の様式は、別記第30号様式の2 のとおりとする。
- 3 省令第30条第1項に規定する手帳の再交付の申請書は、別記 第30号様式の3によるものとする。

第21条第1項中「第23条第1号」を「第23条第2項第1号」に 改め、同条第2項中「第23条第2号」を「第23条第2項第2号」 に改める。

第22条中「手帳の交付等の申請に対して」を「法第45条第1項 の規定による手帳の交付の申請、同条第4項の規定による精神障 害の認定の申請又は政令第9条第1項の規定による障害等級の変 更の申請に対して」に、「当該手帳の交付等の」を「当該」に改 める。

第23条中「政令」を「省令第26条の規定による政令」に、 「は、別記第33号様式によるもの」を「の様式は、別記第33号様 式のとおり」に改める。

第24条を次のように改める。

(氏名等の変更の届出手続)

第24条 政令第7条第2項又は第4項の規定により氏名又は居住 地の変更の届出をしようとするときは、別記第30号様式の3に よるものとする。

別記第8号様式を次のように改める。

账

報

第8号様式(第6条関係)

措置入院に関する診断書

申 請 等 の 形 ェ	ii v vi	i 検察 · 矯正 ii 医療	又は一般人申 官通報(第24 施設長通報(観察法対象者 府県知事・指	条) 第26条) [指定通	院医療	vi 精神 機関管理	観察所長 科病院管 者通報、	通報(第25条 理者届出(第 保護観察所長	26条の2)		;)
申請等の添付資料	1				i あ	ŋ	ii	なし			
	フ	リガナ					- 1 600				
	H	- 名				(男・女)	生年月日		年	月	日生
被診察者		. 4				(カ・女)	/1 H			(満	歳)
(精神障害者)		主 所		都道 府県		郡区		町村区			
	聆	戦 業									
	1	主た	る精神障害		2 従方	こる精神に	章害	3 身体	本合併症		
病											
生活 歴 及 び 現 病 月 推定発病年月、精神 科受診歴等を記載す ること。	_		10ds VA aks rr.	<i>t</i> r					621.435		
初回入院期間	Ħ	白	陳 述 者 氏 月	石 日~	. 4	F.	月	日(入院形態	続柄))
前回入院期間		白		日~			月	日(入院形態)	
初回から前回までの			回			,	•			,	
重大な問題行動(Aはれまでの、Bは今後よれある問題行動))精神症状、そ 数字を○で囲			状、問題	〔行動等、	現在の状態像	関(該当σ)ローマ数	女字及
1 殺人 A	В		の精神症状>								
2 放火 A 3 強盗 A	B B		:識 意識混濁	2 せんを	<u>≒</u> 3	もうろう	1 2	- の他 ()
4 強制性交等 A	В		能(軽度障害					- VAIE (,
5 強制わいせつ A	В	Ⅲ翁		o == 1/1/4	M. stade cates	o tetraliza		61. /			,
6 傷害 7 暴行 A	ВВ	IV 知		2 見当語	戦障害	3 健忘	. 4 %	この他 ()
8 恐喝 A	В		幻聴 2 幻]視 3	その他	()
9 脅迫 A	В		考	Luler 1 A A fe	o Ne	A 74 600		um de a m	de de la		
10 窃盗 A 11 器物損壊 A	ВВ			、考途絶 7 強迫額		合弛緩 8 その他	4 滅季 . (そ思考 5 思	考奔逸)
12 弄火又は失火 A	В		情・情動		_						
13 家宅侵入 A	В		感情平板化		つ気分	2.5	揚気分	4 感情失禁			,
14 詐欺等の経済 A 的な問題行動	В		焦燥・激越 :欲	6 易剂	&性・被	刺激性亢	進 7	その他()
15 自殺企図 A 16 自傷 A	B B	1		2 行為	○迫 その他 (3 興奮	4 昏迷	5 精神運	動制止)

17 その他 A B	Tell)
診察時の特記事項		
医学的総合判断	Ⅰ 要措置 Ⅱ 措置不要	
以上のように診断する。	1	
	年 月	日
	精神保健指定医氏名	
	署名	

(行政庁における記載欄)																	
		診察に立会った者 (親権者、配偶者等)				氏	名 (男・女) 続柄又は職業						年齢	歳			
		診	察		場	所											
		診	察		日	時				年	月	日	時	分	~	時	分
		職	員		氏	名											
	行	政	庁	の	措	置											
	行	政	庁		メ	モ											

9号様式 (第12条関係)	別記第25号様式を次のように改める。
同意書	
[唐 [
医療保護入院の同意の対象となる精神障害者 E 所 〒	
リガナ	
5 名	
年月日 年 月 日	
医療保護入院の同意者の申告事項 テープ・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・	
リガナ	
5 名	
年月日 年 月 日	
年月日 年 月 日 年 月 日 人との関係	
人との関係 1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 () (選任年月日 年 月 日) お、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者	
人との関係 1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 () (選任年月日 年 月 日) お、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理、、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要	
人との関係 1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 () (選任年月日 年 月 日) お、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者	
人との関係 1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 () (選任年月日 年 月 日) お、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者	
人との関係 1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 () (選任年月日 年 月 日) 対 は、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者 記権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載してください。	
人との関係 1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 () (選任年月日 年 月 日) お、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者 記権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載してください。 以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。	
人との関係 1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 () (選任年月日 年 月 日)) お、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者 見権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載してください。 以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。 「表機関名 ()	
人との関係 1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 () (選任年月日 年 月 日) 対 お、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者 記権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載してください。 以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。 「株関名 () 質院管理者 殿 年 月 日	
人との関係 1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 () (選任年月日 年 月 日)) お、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者 現権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載してください。 以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。 「機関名 () 別院管理者 殿	
人との関係 1 配偶者 2 父母 (親権者で ある・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 () (選任年月日 年 月 日) 対 お、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者 記権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載してください。 以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。 「株関名 () 質院管理者 殿 年 月 日	

第25号様式(第17条関係)

高知県知事 様

報
\langle 4
些
私
恒

フリガナ 生年 月 日生 氏 名 (男・女) 月日 措置入院者 (満 歳) 町村 都道 郡市 住 所 府県 X X 今回の入 年 月 日 院年月日 措置年月日 年 月 日 入院形態 前回の定期報告年月日 年 月 日 3 身体合併症 1 主たる精神障害 2 従たる精神障害 ICDカテゴリー() ICDカテゴリー (生活歴及び現病歴 「推定発病年月、精神^{*} 科受診歴等を記載す しること。 続柄 (陳述者氏名 日~ 月 日 初回入院期間 日 ~ 月 日 前回入院期間 (入院形態 初回から前回までの 入院回数 過去6か月間(措置入 院後3か月の場合は3 回 延日数 日 か月間)の仮退院の実 過去6か月間(措置入 院後3か月の場合は過 去3か月間)の治療の内容とその結果 [問題行動を中心として] 記載すること。 今後の治療方針(再発 防止への対応含む) iii ほとんど不要 雕 i 多様 ii 時々 処遇、看護及び指導の 注意必要度 i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要 現状 日常生活の i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 バータル 1日 号 iii 生活指導を要する 介助指導 iv その他(

措置入院者の定期病状報告書

年

病院名 所在地

管理者名

月

日

重大な問題行動(Aはこれまの、Bは今後起こるおそれあ行動)	でる 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像(該当のローマ数字及び算用数字を〇で囲むこと。)
1 殺人 A 2 放火 A 3 強盗 4 強制性交等 A 5 強制わいせつ A 6 傷害 A	B <現在の精神症状> B I 意識 B I 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 I 1 記解障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() B IV 知覚
7 暴行 A 8 恐喝 A 9 脅迫 A 10 窃盗 A 11 器物損壞 A	B I 知聴 2 幻視 3 その他() B V 思考 B I 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他() B I 感情平核化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁
12	B
17 その他 A A	B IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他() 4 その他の重要な症状> 1 でんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他((問題行動等) 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他(2 現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態
診察時の特記事	4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 () 項
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診察した 精神保健指定医氏名	署名

審査会意見	
都道府県の措置	

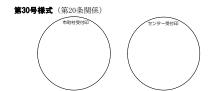
Ω

記載上の留意事項

- 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのとき の入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4 項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

冷和2年12月18日

別記第30号様式を次のように改める。 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある 場合には追加記載すること。 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むことと する。 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。 7 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問 題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。 8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類 作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケー ションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。



障害者手帳申請書

髙知県知事 様

年 月 日

私は、次の事項(○印)について申請します。

のりづけ位置 のりづけ位置 写真提出欄 写真提出欄

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の

【新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付】 (申請項目をOで囲んでください。)

	フリオ 氏							(8)		生年	月日		年	F	1	日
申 請 者 (本 人)	住	所								電話		()		
	個	人	番	号												
現に監護する 者の連絡先 (申請者が18歳	フリオ氏								とのi (O印)				ŧ			
未満の場合記入)	住	所								電話		()		
添付書類 (〇印)	1 2 3 4	年金特別	研の診断書(手帳用) 全証書等の写し(級)・同意書 順応書給付金受給資格者証等の写し(級 真(縦4cm×横3cm)) •同:	意書	備考				
既存の手帳	有效	助期限	艮		年	月末	1日 新	ž į	級	手帳 番号						
再 交 付 の 要 否	要	· 否	再业	i 交 公要な	付が 理由	1 破i 5 都i	れた 道府県る	2 汚れた 3 なくした 4 新たな更新欄がない を越える居住地 6 その他 ()								
申請書を提出した者	氏名					(1)	本人 との 関係			住所	電記	î	()		

- (注) 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として「医師の診断書」又は「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の擬込(支払)通知書の写し、21(特別障害給付金受給資格者証(特別障害者給付金支給決定通知書)及び直近の国庫金級り込み通知書(国庫金送金加知書)の 写し」が必要です。
 - 2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のため

 - 2 年金融監督がアレスに特別所号積力率文和責任有品等シテレスを対して、所書するない力にい、 に年金事務がアレスを共落組合等に対し、年金の陳音楽級を照会することがあります。 3 写真(縦4cm×横3cm)は、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したものであること。 4 ※印刷欄は記入しないでください。

	※高知県精神障害者保健福祉手帳等判定会結果記載欄									
3	E I	1	名	1	2	3				
*	則定	結	果	1・2・3 不 承 認	1・2・3 不 承 認	1・2・3 不 承 認	1・2・3 不 承 認			

※手帳様式印刷 要・不要

					-	
※精神障害者保健福祉手帳		決定等級	級		不承認	
※ 有 効 期 間	年	月	∃ ~	年	三 月	Ħ

別記第30号様式の次に次の2様式を加える。

 $\langle 4$

咂

묲

第30号様式の2 (第20条関係)

(裏表紙)

備考

- 1. 医療や生活などのことで相談したいとき は、市町村役場、保健所、精神保健福 祉センター、福祉事務所などにご相談く ださい。
- 2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
- 3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再 交付を申請してください。
- 4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したり することはできません。
- 5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障害者手帳

高 知 県

(内面左)



(内面右)

有効期限			
(更 新)	年	月	目
(更 新)	年	月	目
(更 新)	年	月	目
再交付年月日	年	月	B
等級変更年月日	年	月	目
現住所			
現住所			
現住所			

(注意) 縦10 c m×横7 c mを標準とすること。

第30号様式の3 (第20条、第24条関係)



精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届·再交付申請書

年 月 日

00

高知県知事 様

 届出者 住所

 (申請者) 氏名

 生年月日
 年 月 日

 個人番号

 手帳番号

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉 手帳について、下記のとおり届出・申請をします。

記

1 (氏名・県内での居住地・都道府県を越える居住地)の変更の届出

変更後

- 2 (破れた・汚れた・なくした) ための再交付の申請
- 3 手帳の様式を変更する (写真が貼られていないものから貼られているものに変更する 場合を含みます。) ための再交付の申請
- 注 1 番号及び括弧内の該当するものを○で囲んでください。
 - 2 居住地を変更したときは、その日から30日以内に届け出てください。
 - 3 都道府県を越える居住地の変更の場合は、精神障害者保健福祉手帳の交付申請を 同時に行ってください。

	別記第31号様式を次のように改める。	第31号様式 (第21条関係)
-1-		診断書(精神障害者保健福祉手帳申請用)
98 岩		氏名 年月日生(歳)
0 2 6		住所
第10		1 病名 (ICDコードは、右の病名と対応するF00からF99までの範囲又はG40のいずれかを記入してください。) (1) 主たる精神障害
		2 初診年月日 (1) 主たる精神障害の初診年月日 年 月 日 (2) 診断書作成医療機関の初診年月日 年 月 日
		3 発病から現在までの病歴並 びに治療の経過及び内容 (推定発病年月、発病状 況、初発症状、治療の経 過、治療の内容等を記入し てください。) (推定発病年月 年 月頃) (推定発病年月、発病状 没、初発症状、治療の経 過、治療の内容等を記入し てください。) (器質性精神障害(認知症を除く。)の場合は、発症の原因となった 疾患名及びその発症年月日 疾患名()発症年月日 (年 月 日))
日本		4 現在の病状、状態像等(該当するものを○で囲んでください。) (1) 抑鬱状態 ア 思考・運動抑制 イ 易刺激性・興奮 ウ 憂鬱気分 エ その他()
4		(2) 躁状態 ア 行為心迫 イ 多弁 ウ 感情高揚・易刺激性 エ その他((3) 幻覚妄想状態
些		ア 幻覚 イ 妄想 ウ その他 ((4) 精神運動興奮及び昏迷の状態
展		ア 興奮 イ 昏迷 ウ 拒絶 エ その他 ((5) 統合失調症等残潰状態
恒		ア 自閉 イ 感情平板化 ウ 意欲の減退 エ その他((6) 情動及び行動の障害
		ア 爆発性 イ 暴力・衝動行為 ウ 多動 エ 食行動の異常 オ チック・汚言 カ その他 ((7) 不安及び不穏 ア 強度の不安・恐怖感 イ 強迫体験 ウ 心的外傷に関連する症状 エ 解離・転換症状 オ その他 () (8) てんか小発作等 (けいれん及び意識障害)
日 (金曜日)		ア てんかん発作 イ 意識障害 ウ その他 () 発作型 () 頻度 (回/月又は 回/年) 最終発作 (年 月 日) * 発作型は、次の(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)で記入してください。頻度は、過去2年間について記入してください。
令和 2 年12月18日		(ア) 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 (イ) 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 (ウ) 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 (エ) 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 (9) 精神作用物質の乱用及び依存等 ア アルコール イ 覚醒剤 ウ 有機溶剤 エ その他(

	(ア) 乱用 (イ) 依存 (ウ) 残遺性・遅発性精神病性障害(状態像を該当項目に再掲してください。) (エ) その他(
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(10)	現在の精神作用物質の使用 有・無(不使用の場合は、その期間 (年 月から)) 知能、記憶、学習及び注意の障害
	知的障害(精神遅滞)
	(ア) 軽度 (イ) 中等度 (ウ) 重度 療育手帳(有・無 等級等())
	認知症 ウ その他の記憶障害()
	学習の困難 (ア) 読み (イ) 書き (ウ) 算数 (エ) その他 ()
	遂行機能障害 カ 注意障害 キ その他()
	広汎性発達障害関連症状
ア	相互的な社会関係の質的障害 イ コミュニケーションのパターンにおける質的障害
	限定した常同的で反復的な関心及び活動 エ その他 ()
(12)	その他 ()
5 40	の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等
(柞	会査所見:検査名、検査結果及び検査時期)
6 生活	舌能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判定してください。 児童の場合は、 年齢相応
	力と比較の上で判断してください。)
(1)	現在の生活環境
	入院・入所(施設名)・在宅(単身・家族等と同居)・その他()
	日常生活能力の判定(該当するもののいずれかを○で囲んでください。)
ア	適切な食事摂取
	自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
1	身辺の清潔保持及び規則正しい生活
,1,	自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
7	金銭管理及び買物
	適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない 通院及び服薬(要・不要)
	適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
ォ	他人との意思伝達及び対人関係
~	適切にできる・おおむれできるが援助が必要・援助があればできる・できない
カ	身辺の安全保持及び危機対応
	適切にできる・おおかねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
+	社会的手続及び公共施設の利用
	適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
ク	
	適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
(3)	日常生活能力の程度(該当するもののいずれかを○で囲んでください。)
ア	精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
イ	精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
ウ	精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
	精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
オ	精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

7 6の具体的程度、状態等 8 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練(生活訓 練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス 等、訪問指導、生活保護の有無等) 9 備考 10 自立支援医療(精神通院医療)の重度かつ継続に係る判定(自立支援医療を同時に申請する場合に 記入してください。) (「重度かつ継続」に該当かつ主たる精神障害のICDカテゴリーがF40からF99までの範囲の場 合は、診断する医師の略歴について、ア、イ又はウのうち該当するもののいずれかを○で囲んでく ださい。) A 該当 B 非該当 ア 精神保健指定医 イ 精神科医(3年以上精神医療 ウ その他の医師(3年以上精神医 に従事) 療に従事) 上記のとおり診断します。 年 月 日 医療機関 所在地 名称 電話番号

> 診療科担当科名 担当医師氏名

> > (自署又は記名押印)

 \oplus

別記第34号様式を削る。 **附 則** (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の高 知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定 にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

·····

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第78号

高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年高知県規則第111号)の一部を次のように改正する。

別記第8号様式中

事) ウ その他の医師

1 1	
を	J
Γ	
l.T	ひめる。
1	別記第9号様式中
	年月日生(歳) 男・女
を	
'	年 月 日生(歳)
に	、「イ 覚せい剤」を「イ 覚醒剤」に、

「ア 精神保健指定医 イ 精神科医(3年以上精神医療に従

を

「ア 精神保健指定医 イ 精神科医(3年以上精神医療に従 東)

ウ その他の医師(3年以上精神医療に従

に改める。

別記第10号様式中

性別	生年月日
男・女	年月日

を 「 生年月日 年 月 日

に改める。

別記第12号様式中

	性別
	男・女
を「	

に改める。

別記第13号様式中

性別
男・女

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第969号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

1 調査の名称

家畜頭羽数調査(乳用牛調査)

2 調査の目的

本県における家畜 (乳用牛) の飼養状況について実態調査を 行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

乳用牛飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積並びにバルククーラーの基数 及び容量
- ウ 糞尿処理設備及び機械装置
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 飼養管理方式
- 力 搾乳方式
- キ 牛の県外からの導入状況
- ク 頭数内訳
- ケ 自給飼料関係
- (2) その基準となる期日

毎年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約50戸

(2) 選定方法

県が作成したリストによる全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調香組織

県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

職員による調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間

毎年1月上旬から2月下旬まで

高知県告示第970号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

1 調査の名称

家畜頭羽数調查 (肉用牛調查)

2 調査の目的

本県における家畜(肉用牛)の飼養状況について実態調査を 行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

肉用牛飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積
- ウ 糞尿処理設備及び機械装置
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 経営形態
- カ 飼養管理方式
- キ 牛の県外からの導入状況
- ク 頭数内訳
- ケ 自給飼料関係
- (2) その基準となる期日

毎年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約160戸

(2) 選定方法

県が作成したリストによる全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調查組織

県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

職員による調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間

毎年1月上旬から2月下旬まで

高知県告示第971号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

1 調査の名称

家畜頭羽数調査 (豚調査)

2 調査の目的

本県における家畜(豚)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

豚飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 畜舎の構造、棟数及び面積
- ウ 糞尿処理設備及び機械装置
- エ 堆肥の生産量及び利用方法
- 才 経営形態
- カ 豚の県外からの導入状況
- キ 頭数内訳
- (2) その基準となる期日

毎年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約20戸

(2) 選定方法

県が作成したリストによる全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調香組織

県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

職員による調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間

毎年1月上旬から2月下旬まで

高知県告示第972号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

1 調査の名称

家畜頭羽数調査 (鶏調査)

2 調査の目的

本県における家畜(鶏)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

´= '

(3) 属性

鶏飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
 - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
 - ウ 糞尿処理設備及び機械装置
 - エ 堆肥の生産量及び利用方法
 - 才 飼養管理方式
 - カ 鶏舎形態
 - キ ヒナの県外からの導入状況

ク 羽数内訳

(2) その基準となる期日

毎年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約130戸

(2) 選定方法

県が作成したリストによる全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

職員による調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間

毎年1月上旬から2月下旬まで

高知県告示第973号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

1 調査の名称

家畜頭羽数調査 (馬調査)

2 調査の目的

本県における家畜(馬)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

馬飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項

ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)

- イ 施設の構造、棟数及び面積
- ウ 飼育目的
- 工 頭数内訳
- (2) その基準となる期日

毎年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約10戸

(2) 選定方法

県が作成したリストによる全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

職員による調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間

毎年1月上旬から2月下旬まで

高知県告示第974号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

1 調査の名称

家畜頭羽数調香(めん羊・山羊調香)

2 調査の目的

本県における家畜(めん羊・山羊)の飼養状況について実態 調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

めん羊・山羊飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
- ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
- イ 飼育目的
- ウ 頭数内訳
- (2) その基準となる期日

毎年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約10戸

(2) 選定方法

県が作成したリストによる全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調查組織

県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

職員による調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間

毎年1月上旬から2月下旬まで

高知県告示第975号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

1 調査の名称

家畜頭羽数調査 (その他の家畜調査)

2 調査の目的

本県における家畜(その他の家畜)の飼養状況について実態 調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

戸

(3) 属性

その他の家畜飼養農家

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
 - ア 家畜の種類
 - イ 家畜ごとの飼養者の戸数
 - ウ 家畜ごとの頭羽数
- エ 家畜ごとの主な品種
- (2) その基準となる期日

毎年2月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約15戸

(2) 選定方法

県が作成したリストによる全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調查方法

職員による調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間

毎年1月上旬から2月下旬まで

高知県告示第976号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療 又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり 指定した。

令和2年12月18日

账

高知県知事	濵田 名	省司
-------	------	----

医療機関の 名称	医療機関の所在地	指定に 自 立支療の 種類	育成医療 区更生 医療が療料である 診療が利でる おいてる種類	指定 年月 日
マック南国調剤薬局	南国市篠原170- 1	育成医 療及び 更生医 療		令和 2年 12月 1日
エール薬局浦ノ内店	須崎市浦ノ内東分 168-137	"		"
訪問看護ス テーション I Am	土佐市高岡町甲2190 −1 ITAHAR AⅡ101号室	JJ		"

高知県告示第977号

介護機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてそ の例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をし

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類
令和 2 年11 月25日	有限会社橋詰調剤 南国市植田903番地 の2	しみず薬局 土佐清水市越前町5-1 介護予防居宅療養管理指 導
令和 2 年11 月25日	有限会社橋詰調剤 南国市植田903番地 の2	なかむら薬局 四万十市中村一条通3- 2-23 居宅療養管理指導

高知県告示第978号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項におい て読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項 においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項 において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定 介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

廃止年月日	事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類		
令和 2 年11 月30日	医療法人レザレクト 香南市野市町西野 2192-2	ケアー・レッツゴー指定 訪問介護事業所 香南市野市町西野2192- 2 訪問看護		

高知県告示第979号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月18日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名高知伊予三島
- 3 道路の区域

区	間		更前り別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡狩 ヤスバ573≹ 高知市鏡狩 ヤスバ296≹	番11から 山字松ケ	À	前	4. 2	225
高知市鏡狩ヤスバ296番		後	A	4. 2 } 15. 0	177

高知市鏡狩山字松ケ ヤスバ573番11から 高知市鏡狩山字松ケ ヤスバ296番1まで	В	17. 8	81
高知市鏡狩山字タケ トヲシ151番2から	前	3. 7	152
高知市鏡狩山字タケトヲシ125番2まで	後	9. 8	140

高知県告示第980号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第 4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承 認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項 の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者 の職名及び氏名

高知市堺町2番24号

株式会社高知銀行

代表取締役 森下 勝彦

2 売りさばき所の所在地及び名称

(変更前) 高知市桟橋涌一丁目12番1号

株式会社高知銀行南支店

(変更後) 高知市桟橋通二丁目12番8号

株式会社高知銀行南支店 3 変更承認年月日

令和 2 年12月 7 日

十地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定によ り、高知市一宮前岡土地改良区から次のとおり退任及び就任した 役員の届出があった。

住

令和2年12月18日

氏 名

所

役名 (退任)

理事 山本 悟 高知市蓟野529番地

西森 延壽 " 一宮中町一丁目3番73号

山本 一夫 " " 3番71号

高知県知事 濵田 省司

卓

뮸

```
宮田 正郎 "
               一宮西町四丁目12番14号
IJ
     山本 剛男 "
               一宮912番地2
     下司
               一宮南町一丁目5番4号
監事
    川田 仁愛
               一宮中町一丁目1番1号
     岡崎 純二 "
               一宮しなね二丁目21番22号
(就任)
     山本
         悟 高知市薊野529番地
理事
                一宮中町一丁目19番31号
     上田
        康雅
        一夫 #
     山本
                        3番71号
        正郎
     宮田
               一宮西町四丁目12番14号
     山本
        剛男
               一宮912番地 2
11
               一宮南町一丁目5番4号
IJ
     下司
監事
     公文 雅敏 "
               一宮中町三丁目21番12号
     岡崎 純二 "
               一宮しなね二丁目21番22号
```

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定によ り、高知市一宮川崎の丸土地改良区から次のとおり退任及び就任 した役員の届出があった。

令和2年12月18日

役名 氏 名 住 所 (银仟) 理事 宮田 義久 高知市一宮西町三丁目6番12号 義明 5番3号 松崹 努ル 一宮徳谷8番22号

一宮西町二丁目3番18号 雅教

山中 武志 # 薊野393番地 監事 山本 悟 **# 529番地**

福島 信彦 # 一宮しなね一丁目29番10号 IJ

(就任)

理事 宮田 義久 高知市一宮西町三丁目6番12号 鍋鳥 義明 5番3号

松崹 努 一宮徳谷8番22号

雅教 リ 一宮西町二丁目3番18号

武志 蓟野393番地 山中 監事 山本 悟ッ 〃 529番地

福島 信彦 # 一宮しなね一丁目29番10号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定によ り、高知市一宮徳谷土地改良区から次のとおり退任及び就任した 役員の届出があった。

令和2年12月18日

高知県知事 濵田 省司

高知県知事 濵田 省司

```
役名
      氏 名
              住
                      所
(退任)
理事
        俊光 高知市一宮徳谷20番2号
        豊道
                   5番26号
         努
                   8番22号
    松﨑
     岡上 政義
                   5番24号
           IJ
    山本
         巖ル
                   8番30号
監事
    永野 一樹 リ
              一宮しなね二丁目23番6号
    小松 道明 "
              北金田17番1号
IJ
(就任)
        豊道 高知市一宮徳谷5番26号
理事
         巖
    山本
                   8番30号
         努
    松崹
                   8番22号
           IJ
    岡上
       政義
                   5番24号
    杉本 信英 "
                   4番1号
    東山
        准
              城見町6番11号
    小松 道明 "
              北金田17番1号
 .....
```

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定によ り、高知市大津田辺島丸土地改良区から次のとおり退任及び就任 した役員の届出があった。

令和2年12月18日

髙橋 正治 #

高知県知事 濵田 省司 住 役名 氏 名 所 (退任) 理事 大崎 昭雄 高知市大津乙2050番地1 山﨑 豊一 ル 2199番地 2 德弘 靜夫 # 2247番地 古田 辰雄 " 2261番地 1 西川 正晃 " 2332番地 西川 博文 " 2323番地 髙橋 正治 " 高須新木3番32号 小松 幸春 # 高須本町5番33号 IJ 田所 満穂 " 4番28-2号 坂本 腎一 〃 大津乙2203番地 11 西川 道雄 " 2289番地 (就任) 山﨑 豊一 高知市大津乙2199番地2 理事 博文 2323番地 坂本 利行 " 2085番地 2232番地 德庸 カー 〃 正晃 〃 2332番地 II 古田 辰雄 " 2261番地 1

高須新木3番32号

田中 宏明 " 高須本町2番46号 " 小松 幸春 リ 5番33号 道雄 ル 大津乙2289番地 德弘 芳治 " 2230番イ地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定によ り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 令和2年12月18日

······

高知県知事 濵田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和2年5月29日 2高東土第30-1 号	香南市野市町下井字 ラノ丸500番1	高知市種崎78番地 有限会社みさとハ ウジング 代表取 締役 加藤 久志

選举管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第90号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づ く高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規 定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50 分の1の数は、12,074人である。

令和2年12月4日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第91号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づ く高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高 知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知 県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解 職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第162号) 第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員 会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者 の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万 に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、167,283人で ある。

令和2年12月4日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第92号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づ く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における 黒潮町選挙区

選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。 令和2年12月4日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

3,200人

高知市選挙区	92,063人
室戸市・東洋町選挙区	4,592人
安芸市・芸西村選挙区	6,020人
南国市選挙区	13,166人
土佐市選挙区	7,604人
須崎市選挙区	6,047人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,660人
土佐清水市選挙区	3,937人
四万十市選挙区	9,555人
香南市選挙区	9,318人
香美市選挙区	7,459人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,092人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,301人
吾川郡選挙区	8,100人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	9,423人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,700人

高知県選挙管理委員会告示第93号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部を次のように改正する。

令和2年12月9日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

表中

越知町	越知町基幹集落センタ	高岡郡越知町越知甲2387番地	11

を

٠.				
	佐川町	尾川地区集落活動セン ターたいこ岩	高岡郡佐川町本郷耕372番 地 ふれあいの里尾川内	令和2年12月9日
	II	集落活動センターくろ いわ	高岡郡佐川町黒原905番地 1	n .
•	II .	集落活動センター加茂 の里	高岡郡佐川町加茂621番地 1	II .
•	II .	とかの集落活動センタ ーあおぞら	高岡郡佐川町東組2692番地	II .
•	越知町	越知町基幹集落センタ	高岡郡越知町越知甲2387番地	平成18年9月8日

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等 の区域を単位とし て設けられる支部	届出年月日
自由民主党高知県 高知市第一支部 (西内 隆純)	小松 久倫	高知市福井町3111	0	令 2 · 11 · 2

恒

高知県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

名称	代表者名	者の氏 会計責任 の氏名			主たる事務所の所在地	届出 年月 日
中山よしゆき後援会	中山	義介	中山	良江	土佐清水市元 町9-1	令 2 •11 • 5
山田卓彦後 援会	山田	卓彦	小松	大起	吾川郡いの町 天王南一丁目 1番地2	令 2 • 11 • 16
福井ひでと 後援会	樋口	義博	福井	英人	吾川郡いの町 6489番地 9	令 2 • 11 • 24
政権交代を めざす南国 市民の会	岡田	芳秀	吉井	保広	南国市駅前町 二丁目 5 -11	令 2 • 11 • 30

高知県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月18日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 政党(国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧新	自由民主党四万 十町窪川支部 (中平 俊二)	異動なし	松井真吾	異動なし	令 2 • 10 • 30

				=			
旧	自由民主党大川 村支部 (和田 民夫)	川村昭	忠	筒井 利	久	土佐郡大 川村大北 川128	令 2 • 10 • 31
新		和田夫	民	川上人	文	土佐郡大 川村船戸 34	

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	大石雅夫後援会 (猪野 幸博)	異動なし	異動なし	長岡郡大 豊町久壽 軒1225番 地	令 2 •11 •1
新				長岡郡大 豊 町 杉 769-2	
旧	溝渕孝後援会 (宮崎 義明)	異動なし	異動なし	安芸郡芸 西村和食 甲1304番 地1	令 2 •11 •1
新				安芸郡芸 西村和食 甲96-1	
旧	松本けんじ後援 会 (春名 眞章)	異動なし	異動なし	高知市小 津町8- 6 高瀬 ビル3F	令 2 •11 • 5
新				高知市丸 ノ内二丁 目 6 - 1	